各種申請お手続きについて

- ▮ ■ 特によくあるご質問には 🗘 がついています ■ ■
- ▼ ご契約期間中に電話番号が変わった。
- ▼ 旅行や出張などで長期間お部屋を留守にする。
- ▼ 入居者の変更や増員がある。
- ▼ 緊急連絡人を変更したい。
- ▼ 収入申告について
- ▼ 車庫証明を取得したい。 ⚠️



- ▼ 駐車場をもう1台借りたい ・ 解約したい。
- ▼ 名義変更の手続きがしたい。

ご契約期間中に電話番号が変わった

・電話番号(固定電話・携帯電話共)に変更があった場合はお手数ですが当社までご連絡ください。 こちらからの連絡が長期間つかない場合、緊急連絡人等に連絡させていただく場合がございます。

旅行や出張などで長期間お部屋を留守にする

- ・仕事や入院等で一時的(15 日以上)に住宅を使用しない場合は、「市営住宅一時不使用届出書」を提出 してください。
- ・新聞や郵便物がポストにたまったままになりますと、空き巣被害に遭う可能性もござ いますので



旅行などで長期間留守になる時は お知らせください。

配達停止等の手続きをお願いいたします。

入居者の変更や増員がある

・入居者に異動があった場合は、必ず申請が必要です。(市民課への出生届、転居届、死亡届だけではだめです。) 最初に入居が認められた以外の方を無断で同居させたりすることはできません。

◆◆◆申請に必要な書類◆◆◆

A 同居者に出生・死亡等の異動があった場合

- •市営住宅同居者異動届出書
- ・その事実を証明する官公庁発行の書類(住民票の写し等)(注)

B 同居を希望する場合

- •市営住宅同居承認申請書
- ・誓約書(同居者に係る)
- ・同居を希望する人の納税(完納)証明書(注)
- ・名義人と同居を希望する人の続柄がわかる官公庁発行の書類(住民票の写し、戸籍謄本等)(注)

(注)状況により必要書類の内容が異なります。

※新たな同居者の収入や名義人との続柄によっては、家賃変更や同居を認められない場合もあります。

※住民票は世帯全員の続柄が記載された省略のないものが必要です。

異動状況により上記の書類だけでは、受付が出来ない場合がありますのでまずは、和歌山県住宅供給公社☎073-494-7471までご相談ください。



緊急連絡人を変更したい

◆◆◆申請に必要な書類◆◆◆

- ·市営住宅緊急連絡人変更届出書
- ・新緊急連絡人の住民票の写し
- ・令和7年9月に連帯保証人制度から緊急連絡人制度に変更となりました。

変更より前に入居された方につきましては原則として連帯保証人継続となりますが、緊急連絡人への変更を希望される場合は、お問い合わせ下さい。

収入申告について

・毎年7月頃、入居者の皆様へ収入申告書兼家族異動届を送付しますので、収入申告書に記入された 入居者および同居者の添付書類(マイナンバー関係書類等)を確認のうえ提出してください。

この収入申告書を基礎資料として来年度家賃を認定し決定します。

収入申告は義務づけられており、収入申告をしていただかない場合には当該住宅の最高家賃になりますので必ず提出してください。

車庫証明を取得したい。

- ・事前にご購入先の自動車販売会社もしくは、警察署にて必要な書類をご確認の上、まずは当社まで ご連絡ください。
- ・「保管場所使用承諾証明書」が必要とされる場合、またはご契約者様の名義以外で車を購入される場合(同居のご家族が購入される場合等)の特段の理由がある場合に限り、「保管場所使用承諾証明書」の発行を行います。

発行の際にお時間をいただく場合がありますので、必ず和歌山県住宅供給公社(☎073-494-7471)へ連絡の上ご来店ください。

お車の買い替え等の車種変更の場合は、駐車場使用事項変更届と新しい車の車検証のコピーを後日必ず提出してください。

駐車場をもう1台分借りたい・解約したい

- ・駐車場の2台目の貸出しを行っている団地がありますので、ご希望の方は和歌山県住宅供給公社までご連絡ください。
- ・解約の際は、駐車場区画をお確かめの上、**和歌山県住宅供給公社(2073-494-7471**)までご連絡いただき、駐車場返還届をご提出ください。

名義変更の手続きがしたい

- ・名義人が死亡・退去等により、すでに入居者でない場合
 - •市営住宅入居承継承認申請書
 - ・名義変更届について
 - 住民票、戸籍謄本等(注)
 - •印鑑証明書(注)
 - •納稅(完納)証明書(注)
 - 緊急連絡人の住民票

(注)状況により必要書類の内容が異なります。

まずは、和歌山県住宅供給公社(2073-494-7471)までご相談ください。